

特定非営利活動法人 職業支援ふくろう 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 職業支援ふくろう と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県四日市市大字松本1070番地24に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、就職活動が困難な若年層から高齢者まで、必要に応じて障がいのある者を含む求職者に対し、職業相談、情報提供及び企業とのマッチングを行うことで、就労の機会を拡充するとともに、社会的自立を支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①就職相談、キャリアカウンセリング及び求人情報の提供、職業紹介・マッチング
- ②子どもの学習支援及び社会体験活動への協力並びにセミナー・勉強会の開催
- ③他団体とのネットワークづくり及び連携支援
- ④動物の保護及び適正な飼養に関する啓発活動並びにこれらの活動を通じた社会参加及び就労機会の創出に関する事業

(2) その他の事業

- ①物品販売事業
- ②各種事業の受託

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、

利益を生じた場合は、同項第1号の事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。理事長が指名していないときは、理事会の議決で選定した理事がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席（書面表決・委任を含む）がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した

事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があったとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用について

は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 駒谷 龍哉

理事 江藤 和也

理事 バセット ダニエル イザイアス

監事 庄司 茜

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0円 正会員年会費 0円

(2) 賛助会員入会金 0円 賛助会員年会費 0円

役員名簿

特定非営利活動法人 職業支援ふくろう

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	コマタニ タツヤ 駒谷 龍哉	個人情報のため隠しています。 提出する書類には、住所の記載が必要です。	無
理事	エトウ カズヤ 江藤 和也		無
理事	バセツト ダニエル イザイアス バセツト ダニエル イザイアス		無
監事	ショウジ アカネ 庄司 茜		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、雇用環境の変化や社会構造の多様化に伴い、就職活動においては年齢、経歴、家庭環境、心身の状況など、さまざまな事情により、就労への一步を踏み出すことが困難な人が増えている。特に、若年層から高齢者まで、十分な支援や情報にアクセスできず、働く意欲があっても社会との接点を持ちにくい状況に置かれている求職者が少なくない。地域社会において、こうした求職者を継続的に支援する公的機関以外の受け皿は、必ずしも十分であるとはいえない状況にある。

本法人は、こうした就職活動が困難な求職者に対し、職業相談や情報提供、企業とのマッチングを行うことで、就労の機会を広げ、社会的自立を支援することを目的とする。また、単に仕事を紹介するだけでなく、セミナーや勉強会、他団体との連携などを通じて、社会参加のきっかけづくりを行い、安心して働き続けられる環境づくりを目指す。将来的には、必要に応じて障がいのある者を含め、多様な背景を持つ人々がそれぞれの特性を活かして活躍できる社会の実現に寄与したいと考えている。

2 申請に至るまでの経過

設立発起人は、これまで企業活動や人材に関わる業務を通じて、多くの求職者や働く現場に接してきた。その中で、能力や意欲がありながらも、年齢や経歴、環境面の理由から十分な支援を受けられず、就労の機会を得られない人が存在することを強く感じてきた。また、企業側においても、人材確保や定着に課題を抱えつつ、適切な支援や橋渡しが不足している現状があると認識するようになった。

こうした課題に対し、営利目的ではなく、個々の状況に寄り添った継続的な支援を行う仕組みが必要であると考え、関係者と協議を重ねてきた。その結果、地域に根ざし、求職者と企業の双方を支援する特定非営利活動法人を設立することが最も適切であるとの結論に至り、本法人の設立を決意した。

以上の理由から、特定非営利活動法人 職業支援ふくろうを設立し、その目的を実現するため、ここに設立認証を申請するものである。

令和8年3月1日

特定非営利活動法人 職業支援ふくろう
設立代表者 氏名 駒谷 龍哉

令和8年度 事業計画書

(法人成立の日 ～令和9年3月31日)

特定非営利活動法人 職業支援ふくろう

1 事業実施の方針

本法人は、地域社会において支援を必要とする人々が安心して生活し、自立した社会参加ができる環境づくりを目的として、特定非営利活動を行う。

事業の実施にあたっては、当事者の立場に立った丁寧な相談対応を基本とし、無理のない規模で、継続可能な形を重視して取り組むものとする。また、関係機関や地域の団体、企業等と連携し、必要に応じて適切な支援につなげることで、実効性のある支援の実現を目指す。

主として相談対応や情報提供を中心とした事業から着手し、活動状況や地域ニーズを踏まえながら、段階的に事業内容の充実を図るものとする。また、子どもに対する学習支援や社会体験活動への協力についても、地域の実情に応じて段階的に取り組むものとする。

動物の保護及び適正飼養に関する取組については、将来的な実施を見据え、関係団体との情報収集や連携を進めるなど、準備段階として段階的に取り組む。

なお、事業運営にあたっては、法令及び定款を遵守し、透明性の確保と適正な運営に努めるものとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
就職相談、キャリアカウンセリング及び求人情報の提供、職業紹介・マッチング	求職者に対して、就職相談及びキャリアカウンセリングを行うとともに、求人情報の提供及び職業紹介・マッチングを実施し、就労機会の創出及び社会参加の促進を図る。	通年	三重県内(オンライン含む)	3人	就職活動が困難な求職者(10人程度)	30千円
子どもの学習支援及び社会体験活動への協力並びにセミナー・勉強会の開催	子どもに対する学習支援及び社会体験活動への協力を行うとともに、セミナー・勉強会を開催し、知識及び能力の向上並びに社会参加の促進を図る。	随時	三重県内	2人	学習支援等を必要とする子ども及びその保護者並びに支援を必要とする市民(10~20人程度)	20千円

他団体とのネットワークづくり及び連携支援	他団体とのネットワークづくり及び連携支援を行い、情報共有及び協力体制の構築を通じて、地域社会における支援体制の充実を図る。	随時（準備・検討段階）	三重県内（未定）	2～3人	関係団体及び支援対象となる市民（未定・少人数想定）	10千円
動物の保護及び適正な飼養に関する啓発活動並びにこれらの活動を通じた社会参加及び就労機会の創出に関する事業	動物の保護及び適正な飼養に関する啓発活動を行うとともに、これらの活動を通じて社会参加及び就労機会の創出に関する取組を実施する。	随時（準備・検討段階）	三重県内（未定）	2～3人	動物保護活動に関心のある市民（未定・少人数想定）	10千円

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額（千円）
	今年度活動なし				

令和9年度 事業計画書

(令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日)

特定非営利活動法人 職業支援ふくろう

1 事業実施の方針

本法人は、地域社会において支援を必要とする人々が安心して生活し、自立した社会参加ができる環境づくりを目的として、特定非営利活動を行う。

事業の実施にあたっては、当事者の立場に立った丁寧な相談対応を基本とし、無理のない規模で、継続可能な形を重視して取り組むものとする。また、関係機関や地域の団体、企業等と連携し、必要に応じて適切な支援につなげることで、実効性のある支援の実現を目指す。

相談対応や情報提供を中心とした事業を継続して実施し、活動状況や地域ニーズを踏まえながら、段階的に事業内容の充実を図るとともに、実施内容の拡充に努めるものとする。また、子どもに対する学習支援や社会体験活動への協力についても、地域の実情に応じて継続的に取り組むものとする。

動物の保護及び適正飼養に関する取組については、関係団体との情報収集や連携を進めるとともに、実施に向けた具体的な検討を進めるものとする。

なお、事業運営にあたっては、法令及び定款を遵守し、透明性の確保と適正な運営に努めるものとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
就職相談、キャリアカウンセリング及び求人情報の提供、職業紹介・マッチング	求職者に対して、就職相談及びキャリアカウンセリングを行うとともに、求人情報の提供及び職業紹介・マッチングを実施し、就労機会の創出及び社会参加の促進を図る。	通年	三重県内(オンライン含む)	3人	就職活動が困難な求職者(10人程度)	30千円
子どもの学習支援及び社会体験活動への協力並びにセミナー・勉強会の開催	子どもに対する学習支援及び社会体験活動への協力を行うとともに、セミナー・勉強会を開催し、知識及び能力の向上並びに社会参加の促進を図る。	随時	三重県内	2人	学習支援等を必要とする子ども及びその保護者並びに支援を必要とする市民(10~20人程度)	20千円

他団体とのネットワークづくり及び連携支援	他団体とのネットワークづくり及び連携支援を行い、情報共有及び協力体制の構築を通じて、地域社会における支援体制の充実を図る。	随時	三重県内 (未定)	2~3人	関係団体及び支援対象となる市民 (未定・少人数想定)	20千円
動物の保護及び適正な飼養に関する啓発活動並びにこれらの活動を通じた社会参加及び就労機会の創出に関する事業	動物の保護及び適正な飼養に関する啓発活動を行うとともに、これらの活動を通じて社会参加及び就労機会の創出に関する取組を実施する。	随時(準備・検討段階)	三重県内 (未定)	2~3人	動物保護活動に関心のある市民 (未定・少人数想定)	20千円

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)
	今年度活動なし				

令和8年度 活動予算書
 法人成立の日から 令和9年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 職業支援ふくろう

(単位：円)

科目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	70000		70000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
事業収益	0		0
事業収益	0		0
事業収益	0		0
事業収益	0		0
5. その他収益		0	0
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	70000	0	70000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価	0	0	0
会議費	0	0	0
旅費交通費	25000	0	25000
消耗品費	20000	0	20000
賃借料	0	0	0
研修費	0	0	0
通信費	15000	0	15000
印刷費	10000	0	10000
保険料	0	0	0
講師謝金	0	0	0
雑費	0	0	0
その他経費計	70000	0	70000
事業費計	70000	0	70000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
売上原価	0		0
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
消耗品費	0		0
賃借料	0		0
研修費	0		0
通信費	0		0
印刷費	0		0

F

保険料	0		0
講師謝金	0		0
雑費	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計	70000	0	70000
当期経常増減額	0	0	0
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	0	0	0

令和9年度 活動予算書
 令和9年 4月 1日から 令和10年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 職業支援ふくろう

(単位：円)

科目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	90000		90000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
事業収益	0		0
事業収益	0		0
事業収益	0		0
事業収益	0		0
5. その他収益		0	0
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	90000	0	90000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価	0	0	0
会議費	0	0	0
旅費交通費	30000	0	30000
消耗品費	20000	0	20000
賃借料	0	0	0
研修費	0	0	0
通信費	20000	0	20000
印刷費	10000	0	10000
保険料	0	0	0
講師謝金	0	0	0
雑費	10000	0	10000
その他経費計	90000	0	90000
事業費計	90000	0	90000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
売上原価	0		0
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
消耗品費	0		0
賃借料	0		0
研修費	0		0
通信費	0		0
印刷費	0		0

保険料	0		0
講師謝金	0		0
雑費	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計	90000	0	90000
当期経常増減額	0	0	0
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計			
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	0	0	0